



イラン：「共同行動計画」第一段階措置の実施日程に関する合意（2014年1月12日発表）
（報道とりまとめ）

1. 「共同行動計画」第一段階措置の実施日程に関する合意（2014年1月12日発表）

イランと P5+1 は 2013 年 11 月 24 日、スイスのジュネーブでイラン核問題をめぐる第一段階措置に基づく「共同行動計画」を実施するとの合意に至った。イランがウラン濃縮など一部の核活動を制限するのに対し、P5+1 側は凍結資産の解除など一部の制裁を緩和する。同合意は 6 ヶ月間の暫定的なものであるが、この期間中、新たな対イラン制裁は原則として行使されない。

上記のジュネーブ合意における「共同行動計画」の実施日程に関し、イランと P5+1 の専門家会合が 3 回にわたり実施されたが、協議は難航していた〔第 1 回専門家会合（2013 年 12 月 9～12 日）、第 2 回専門家会合（2013 年 12 月 19～22 日）、第 3 回専門家会合（2013 年 12 月 30～31 日）。第 1 回および第 2 回専門家会合に関しては、「イラン：P5+1 との専門家会合（12 月 9～11 日）」『中東かわら版』No. 242（2013 年 12 月 12 日）；「ロウハーニー政権下のイランと P5+1 および IAEA との協議」『中東分析レポート』No. R13-019（2013 年 12 月 27 日）を参照〕。

しかし 2014 年 1 月 12 日、同実施日程に関し、イランと P5+1 が合意したと双方が発表し、第一段階措置が 2014 年 1 月 20 日から開始されることになった。今後 6 ヶ月間、イランが核開発を制限し、それに欧米が制裁緩和で応じることで互いの信頼醸成を図り、1 年以内に包括的解決のための最終段階に入ることを目指す。

さらに、1 月 13 日付報道によると、イランの核問題解決に向けてイランと P5+1 は、協議を 2 月に再開する可能性がある。同協議の初回にはイランのザリーフ外相や EU のアシュトン外交安全保障上級代表らも加わると見られる。さらに、イランと P5+1 の高官は、同協議の前に議題について話し合うという。

2. ジュネーブ合意（2013 年 11 月 24 日）における第一段階措置の内容

イランは、濃縮度 20%ウランを燃料に転換し、濃縮度 5%未満に希釈すると同時に、濃縮度 5%を超えるウランの製造を停止し、IAEA による監視強化を受け入れる。その結果、濃縮度 20%ウランの貯蔵量はゼロになる。

欧米側は対イラン制裁の一部を緩和し、新たな制裁を行わない。イランは海外資産の一部凍結解除により約 42 億米ドル（約 4,326 億円）を獲得、その他も含めると半年間で総額約 70 億米ドル（約 7,210 億円）の制裁緩和効果を得る。